

利用上の注意等

1. 調査の目的

2010年世界農林業センサスは農林業に関する基礎データを作成し、農林行政に係る諸施策及び農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、我が国農林業の実態を明らかにすることを目的として実施します。

2. 調査の法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいています。

3. 調査の期日

平成22年2月1日現在で調査を実施した。

4. 調査の対象

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の「農林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）」を対象に行った。

- (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が一定規模（表1）以上の農業
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

（表 1）

露地野菜作付面積15a
施設野菜栽培面積350m²
果樹栽培面積10a
露地花き栽培面積10a
施設花き栽培面積250m²

搾乳牛飼養頭数1頭
肥育牛飼養頭数1頭
豚飼養頭数15頭
採卵鶏飼養羽数150羽
ブロイラー年間出荷羽数1000羽
その他調査期日前1年間における農産物総販売額50万円に相当する
事業の規模

5. 調査の方法

調査員が調査票を調査客体に配布して、客体自ら記入申告する方法（自計申告）により調査を行った。

6. 調査事項

経営の様態、世帯の状況、農業経営の特徴、経営耕地面積等、農業用機械の所有、農業労働力、農作物の作付面積及び家畜の飼育状況、農産物の販売金額等、農作業の委託及び受託の状況、保有山林面積、林業労働力、育林面積等及び素材生産量、林産物の販売金額等、林業作業の受託の状況、林業労働力、育林面積等及び素材生産量、林産物の販売金額等、林業作業の受託の状況

7. 2010年世界農林業センサスの主な変更点

全国統一時点の調査結果とするため、これまで調査期日を12月1日現在調査としていた沖縄県もその他の都道府県同様の2月1日現在とし、北海道用、都道府県用、沖縄県用に分かれていた調査票を統一し、1種類の調査票としました。

調査対象者や調査員による調査票の記入や審査の負担軽減を図るため、調査結果の利活用状況等を踏まえて、全数調査として把握する必要性が低い調査項目や他の統計調査等で把握可能な調査項目については簡素化・廃止し、農林業の基本構造の把握に一層重点化しました。

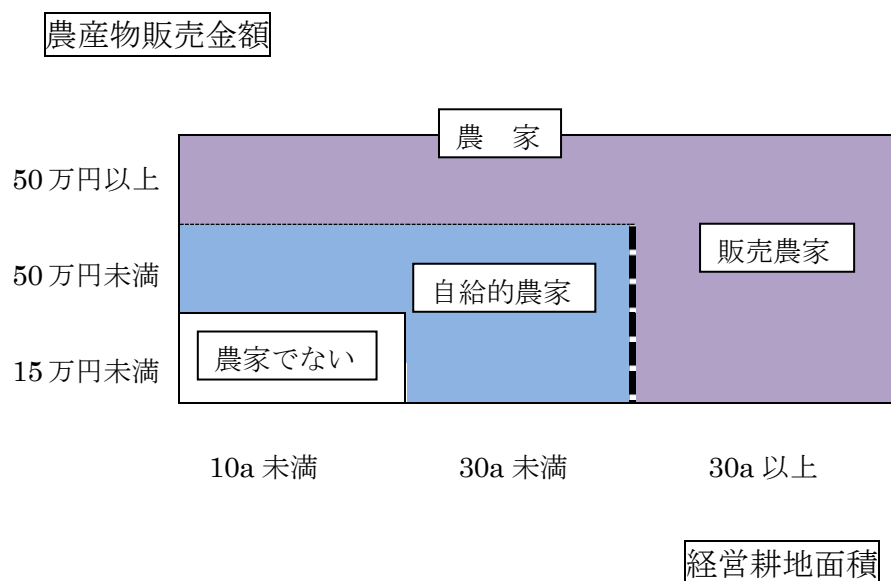
8. 用語の解説

農 家	調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上であった世帯をいう。
-----	--

販売農家 経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家 経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

(参考) 農家の区分



土地持ち 非農家 農家（経営耕地面積10a以上又は過去1年間の農産物の販売金額が15万円以上であった世帯）以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯をいう。

主業農家 農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家 農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家 調査期日前1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

		65歳未満の世帯員で農業従事60日以上の方が	
		いる農家	いない農家
農家所得	農業所得が主	主業農家	副業的農家
	農業所得が従	準主業農家	
単一経営	農産物販売金額のうち、主位部分の販売金額が8割以上の経営体をいう。		
複合経営体	準単一複合経営体（農産物販売金額のうち、主位部分の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。）及び複合経営体（農産物販売金額のうち、主位部分の販売金額が6割未満の経営体をいう。）を合わせた経営体		
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。		
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。		
第1種 兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。		
第2種 兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。		
専業従事者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。		
兼業従事者	調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者をいう。		

			世帯員に兼業従事者が	
			いない農家	いる農家
	農家所得	農業所得が主	専業農家	第1種兼業農家
		農業所得が従		第2種兼業農家

農家人口	原則として居住と生計を共にしている農家の世帯員をいう。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」をいう。

（参考）調査における農家世帯員の就業状況区分

		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事 のみに従事	仕事に従事 しなかった
			農業が主	その他の仕事为主		
ふだんの主な状態	主に仕事	基幹的農業従事者		農業従事者	農家人口	
	主に家事や育児					
	その他	農業就業人口				

経営耕地	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自ら所有し耕作している耕地と、他から借りて耕作している耕地の合計。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地をいう。
田	耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。ただし、もとは田でけい畔が残っていても、果樹、桑、茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は樹園地とした。
畑	耕地のうち、田、樹園地を除いた耕地をいう。
樹園地	果樹、茶、桑のほか、オリーブ、たけのこを採る目的の竹林、こうぞ、みつまた、ホップなど木本性周年作物を規則的に、また連続的に栽培している土地で、同一種類が1 a以上まとまっているものをいう。花木類等を5年以上栽培している土地も含めた。

9. 数値について

- (1) この結果概要は、農林業経営体のうち農家に係る数値を集計したものである。
- (2) 調査結果の概要については、農林業経営体の多数を占める「販売農家」を中心に主要な項目を掲載しています。
- (3) 統計表中の「－」は該当数値なし（記載すべき事実のないもの）を表わす。
- (4) 数字の単位未満は、四捨五入している。そのため総数と内訳が一致しない場合がある。
- (5) 結果概要は、本市独自で集計したものであり、別途農林水産省や千葉県から公表されている数値とは若干異なることがあります。